

昭和52年10月20日告示第445号

(趣旨)

第1条 この告示は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第120条、第133条及び第134条の規定に基づき県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格、競争入札の業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。

(競争入札の参加資格者)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する建設業者を入札参加資格者とする。

- (1) 法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者の場合、その事実があった後2年を限度として知事が定める期間を経過したものであること。
- (3) 法第27条の23第1項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、適当と認められた者で、法第27条の29第1項に規定する総合評定値の請求を行っている建設業者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) その他経営状況等について、知事が別に定める基準に適合した建設業者であること。

(資格審査の実施)

第2条の2 建設工事入札参加資格審査は、2年に1回行う定期の資格審査と知事が必要と認めるときに行う追加の資格審査に区分して実施する。

(参加資格審査の申請)

第3条 県の発注する工事の入札に参加しようとする建設業者は、建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(申請書の受付)

第4条 定期の資格審査に係る建設工事入札参加資格審査申請書の受付は、当該審査を実施する年度の5月1日から2月末日までの間において知事の定める期間に行うものとする。

2 追加の資格審査に係る建設工事入札資格審査申請書の受付は、知事の定める期間に行うものと

する。

(登録及び等級格付等)

第5条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、第2条各号のいずれにも該当すると認められる者（以下「有資格者」という。）については、建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 名簿は、沖縄県内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に登録されるもの及び建築一式工事に登録されるものにあつては5等級に、電気工事に登録されるもの及び管工事に登録されるものにあつては3等級に、ほ装工事に登録されるものにあつては2等級に格付をし、その他については、等級の区分は行わないものとする。ただし、等級の区分を必要とするときは、3等級に格付をすることができる。

3 前項の格付は、知事が別に定める基準により審査するものとする。

4 名簿は、土木建築部技術・建設業課に保管し、別にその副本を県の発注事務を取り扱う関係部局（以下「関係部局」という。）に備え付けるものとする。

5 名簿の有効期間は、登録の日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

(合格の通知)

第6条 前条の規定による有資格者に対しては、入札参加適格合格通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(変更等の届出)

第7条 建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者は、法第11条第1項又は法第12条各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに入札参加資格審査申請後変更届出書（第3号様式）を知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第8条 有資格者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者は、建設工事入札参加資格承継書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けて有資格者の地位を承継することができる。

(資格の取消し等)

第9条 建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者（有資格者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、登録をせず、又は既になされた登録を取り消すことができる。

(1) 第3条の規定による建設工事入札参加資格審査申請書の記載事項及びその添付書類に虚偽

その他不正な事項があったとき。

(2) 法第3条第3項の規定に基づく許可の更新を受けなかったとき。ただし、更新時期を経過して30日以内に許可申請を行い、許可を受けた者については、この限りでない。

(3) 第2条各号の要件を満たさなくなったとき。

2 有資格者が、等級格付の要件を満たさなくなったときは、等級格付を変更することができる。

(建設業者格付審査会)

第10条 第5条に規定する等級の格付を行うため、建設業者格付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第11条 審査会は、会長及び審査員で組織する。

2 会長は、土木建築部長をもって充てる。

3 審査員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

(会長の権限)

第12条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、土木建築部土木企画統括監がその職務を代行する。

(審査会の会議)

第13条 審査会は、会長が2年に1回招集する。ただし、必要があるときは、臨時に招集することができる。

2 審査会の会議は、審査員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席審査員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、土木建築部技術・建設業課で処理する。

(業者の選定及び発注区分)

第15条 業者の選定は、第5条に規定する有資格者のうちから行うものとする。

2 県発注の建設工事に対する業種別の等級格付及びその発注対象工事1件の金額は、別表第2のとおりとする。

3 業者を選定するときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属するものから行うものとする。

ただし、事情により当該等級を基準として1級直近上位及び下位の等級該当者から選定すること

ができる。この場合において、指名業者数の3分の2を超えて直近上位及び下位の等級該当者を選定できないものとする。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、有資格者のうちから適当と認める者を選定することができる。

(1) 特殊な工事で当該工事に係る業種に等級該当者が少ないとき。

(2) 再度入札に付しても入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において更に入札に付そうとするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合として関係部局長が別に定めるものに該当するとき。

(選定上の留意事項)

第16条 前条の規定により業者を選定する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) 経営及び信用の状況

(2) 当該工事施工についての技術的適性

(3) 当該工事に対する地理的条件

(4) 手持工事の状況

(5) 保有機械の状況

(6) その他当該工事についての適否

(指名審査会の設置)

第17条 関係部局に指名審査会を設置することができる。指名審査会は、建設工事の発注に際して適切な業者の選定を行うことを目的とし、指名審査会に必要な規程及び指名基準については、それぞれ関係部局長が定めるものとする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、現になされている等級格付及び登録は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第15条第3項後段の規定は、沖縄本島を除く離島地域で施工する建設工事に係る業者の選定については、当分の間、適用しないものとする。

附 則 (昭和53年7月17日告示第324号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する

規程第12条第1項及び別表第2の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年7月27日告示第333号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月22日告示第446号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年1月27日告示第45号）

この告示は、昭和58年1月27日から施行する。

附 則（昭和58年7月21日告示第426号）

この告示は、昭和58年7月21日から施行する。

附 則（昭和60年7月2日告示第538号）

この告示は、昭和60年7月2日から施行する。

附 則（昭和63年10月4日告示第717号）

この告示は、昭和63年10月4日から施行する。

附 則（平成3年5月14日告示第449号）

この告示は、平成3年5月14日から施行する。

附 則（平成3年10月11日告示第752号）

この告示は、平成3年10月11日から施行する。

附 則（平成5年5月14日告示第440号）

この告示は、平成5年5月14日から施行する。

附 則（平成9年7月18日告示第556号）

この告示は、平成9年7月18日から施行する。

附 則（平成12年12月12日告示第873号）

この告示は、平成12年12月12日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第241号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日告示第261号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月13日告示第599号）

この告示は、平成16年8月13日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第280号）

この告示は、平成17年3月31日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定及び別表第1の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月2日告示第805号）

この告示は、平成17年12月2日から施行する。

附 則（平成18年3月7日告示第150号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日告示第178号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日告示第177号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日告示第225号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第200号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第220号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月20日告示第277号）

この告示は、平成28年5月20日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第233号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第159号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第200号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第201号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第204号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月17日告示第72号）

この告示は、令和5年2月17日から施行する。